

## カードで経費！利用規約

### 第1章 総則

#### 第 1 条 (目的)

1. 本利用規程のうち第1章、第2章及び第5章は、当社が提供する委託料の立替払いサービス（名称：カードで経費！以下「本サービス（業務受託者用）」といたします。）に関し、当社及び当社と本サービス（業務受託者用）に関する契約を締結した企業（以下「契約企業（業務受託者）」といたします。）の間に適用されるものです。
2. 本利用規程のうち第1章、第3章及び第4章は、当社が提供する経費の支払代行サービス（名称：カードで経費！以下「本サービス（経費用）」といたします。）に関し、当社及び当社と本サービス（経費用）に関する契約を締結した企業（以下「契約企業（経費）」といたします。）の間に適用されるものです。

#### 第 2 条 (定義)

1. 「営業日」とは、日本において銀行が営業を行う日をいいます。
2. 「本サービス」とは、本サービス（業務受託者用）及び本サービス（経費用）を総称していいます。
3. 「契約企業」とは、契約企業（業務受託者）及び契約企業（経費）を総称していいます。
4. 「委託料支払日」とは、契約企業と業務受託者との間の業務委託契約等に基づき契約企業が業務受託者に対し委託料の支払いを行う日をいいます。
5. 「経費支払日」とは、契約企業とその取引先等との間の各種契約等に基づき契約企業が取引先等に対し各種支払いを行う日をいい、本契約においては各月の最終営業日とします。
7. 「委託料振込額」とは、契約企業が契約企業の各業務受託者に対し委託料支払日に委託料を支払う場合における各業務受託者の振込金額（委託料から所得税源泉徴収税その他法令又は契約企業と業務受託者との間の業務委託契約に基づき控除すべきものを控除した額。）をいいます。
8. 「経費振込額」とは、契約企業が契約企業の各取引先等に対し経費支払日に各種支払いを行う場合における各取引先等に対する振込金額をいいます。
9. 「委託料振込口座情報」とは、契約企業が業務受託者に対し委託料の支払いを行う業務受託者名義の口座情報（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義）をいいます。
10. 「取引先等振込口座情報」とは、契約企業が取引先等に対し各種支払いを行う取引先

等の名義の口座情報（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義）をいいます。

11. 「契約企業用専用サイト」とは、契約企業が本サービスを利用するために使用するウェブサイトをいいます。

12. 「システム利用料」とは、契約企業が本サービスを利用するために当社に支払うサービス利用料をいいます。

13. 「業務受託者」とは、契約企業との間で業務委託契約を締結している契約企業の業務受託者（ただし、自然人に限る。）をいいます。

14. 「取引先等」とは、契約企業との間で業務委託契約以外の契約を締結し、契約企業に対して債権を有する自然人又は法人のうち、契約企業がその支払いにつき当社への委託を希望する者をいいます。

15. 「受取者」とは、業務受託者及び取引先等を総称していいます。

16. 「本契約」とは、第3条に基づき当社と契約企業との間で成立する本サービスに関する契約をいいます。

### 第 3 条 （本サービス利用に関する契約の成立）

本契約は、契約企業が当社に対し、「利用申込書」、又は当社所定の契約企業申込サイトにて本サービスの利用開始に関する申込を行い、これに対して、当社が承諾の意思を表示することにより成立するものとします。

### 第 4 条 （システム利用料）

システム利用料は、給与振込額、委託料振込額および経費振込額の1000分の20とします。

## 第2章 業務受託者

### 第 5 条 （業務受託者に関する情報の提供）

1. 契約企業は、当社から依頼があった場合には、本サービスの運営に必要な業務受託者の個人情報（委託料振込額、委託料振込口座情報等）を提供するものとします。

2. 契約企業は、業務受託者との間の業務委託契約を終了させる場合には、速やかにその旨及び終了予定日を当社に対し通知するものとします。

3. 当社は、前各項に基づき契約企業より提供された情報の正確性について確認する義務を負わないものとします。

4. 契約企業は、第1項または第2項に基づき当社に提供した情報に事実と反する点がある場合、業務受託者について本サービスを利用できないことを十分に認識のうえ、当社に対して正確な情報を提供するものとします。

### 第 6 条 （委託料情報の提出）

契約企業は、契約企業用専用サイトにおいて、委託料支払日の二営業日前の正午までに、契約企業の業務受託者の委託料振込額に関するデータを当社に対して提出するものとします。

#### 第 7 条 (委託料振込額の送金方法)

1. 第8条記載のデータの提出があった場合、契約企業は、当社に対し、契約企業の業務受託者に対する委託料振込額の送金事務を委託したものとみなし、委託料支払日の一営業日前の15時以降に、委託料振込額、およびシステム利用料を当社提携のクレジットカード会社による立替払いの方法により支払うものとします。
2. 前項の支払が完了した際に、契約企業と当社の間で、契約企業の業務受託者に対する委託料振込額の送金事務を行うことの委託が有効に成立したものとみなし、契約企業は当社の同意がない限りこの委託を取り消し又は解除することはできないものとします。
3. 前項の委託が有効に成立した場合には、当社は、委託料支払日に、第9条にて提出を受けたデータに基づく入金ができるように送金処理を行うことにより、契約企業の使者として各業務受託者に対し委託料振込額を支払います。

### 第3章 取引先等

#### 第 8 条 (取引先等に関する情報の提供)

1. 契約企業は、当社から依頼があった場合には、本サービスの運営に必要な取引先等の情報（経費振込額、取引先等振込口座情報等）を提供するものとします。
2. 契約企業は、取引先等との契約を終了する場合には、速やかにその旨及び取引終了予定日を当社に対し通知するものとします。
3. 当社は、前各項に基づき契約企業より提供された情報の正確性について確認する義務を負わないものとします。
4. 契約企業は、第1項または第2項に基づき当社に提供した情報に事実と反する点がある場合、取引先等について本サービスを利用できないことを十分に認識のうえ、当社に対して正確な情報を提供するものとします。

#### 第 9 条 (経費に関する情報の提出)

契約企業は、契約企業用専用サイトにおいて、経費支払日の二営業日前の正午までに、契約企業の取引先等の経費振込額に関するデータを当社に対して提出するものとします。

#### 第 10 条 (経費振込額の送金方法)

1. 第12条記載のデータの提出があった場合、契約企業は、当社に対し、契約企業の取引先等に対する経費振込額の送金事務を委託したものとみなし、契約企業は当社に対し、経費支払日の一営業日前の15時までに、給与振込額、およびシステム利用料を当社提携のクレジットカード会社による立替払いの方法により支払うものとします。
2. 前項の支払が完了した際に、契約企業と当社の間で、契約企業の取引先等に対する経費振込額の送金事務を行うことの委託が有効に成立したものとみなし、契約企業は当社の同意がない限りこの委託を取り消し又は解除することはできないものとします。
3. 前項の委託が有効に成立した場合には、当社は、経費支払日に、第12条にて提出を受けたデータに基づく入金ができるように送金処理を行うことにより、契約企業の使者として

各取引先等に対し経費振込額を支払います。

#### 第4章 一般規定

##### 第 11 条 (解約)

契約企業が本契約を解約しようとする場合には、解約しようとする日の3ヶ月前までに、当社所定の解約通知書を当社に提出するものとします。但し、解約をしようとする日は第3条記載の契約成立日を含む月から6ヶ月以上経過していることを要します。

##### 第 12 条 (契約企業の禁止事項等)

契約企業は、以下の事項を行ってはならないものとします。

- (1) 当社による本サービスの提供を妨害し又は妨害するおそれのある行為をすること。
- (2) 本サービスに関し、当社に対し虚偽の情報を提供すること。
- (3) コンピュータウイルスその他の有害なプログラムを本サービスに関して使用又は提供すること。
- (4) 契約企業専用サイトその他当社webサイトの複製、翻案、改変など、本サービスに関する当社の著作権その他の知的財産権を侵害し又は侵害するおそれのある行為をすること。
- (5) 本サービスに基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、承継又は担保設定その他の処分をすること。
- (6) 本サービスに関し、当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (7) 本サービスに関し、当社又は第三者を誹謗若しくは中傷し又は名誉を侵害すること。
- (8) 本サービスに関し、公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (9) 本サービスに関し、犯罪行為若しくは犯罪行為をそそのかす行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (10) 法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為をすること。
- (11) 第6条、第9条、第12条のデータにて、振込先に契約企業、契約企業の代表取締役又は役員金融機関口座を指定すること。
- (12) 貸付、金銭消費貸借契約に基づく債務の弁済、賠償金の支払いのために本サービスを用いること。
- (13) 犯罪収益移転防止法第2条第1項に定義する、「犯罪による収益」の移転のために本サービスを用いること。

##### 第 13 条 (期限の利益の喪失及び契約の解除)

1. 契約企業が次の各号の事由のいずれかに該当した場合には、契約企業は、当社からの通知、催告を要することなく、当然に期限の利益を喪失し、当社に対して負担する債務全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 支払停止があったとき又は破産、民事再生、会社更生、特別清算その他法的倒産手続開始の申立てをしたとき。

- (2) 解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき（合併に伴って解散する場合を除く。）。
  - (3) 事業を廃止したとき。
  - (4) 手形交換所の取引停止処分又は電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。
  - (5) 強制執行、担保権の実行、仮差押え、仮処分又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (6) 前条の各号に違反したとき。
  - (7) 本契約の条項の一つにでも違反したとき。
  - (8) その他、契約企業の事業、財産もしくは信用の状況が悪化し、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。
2. 契約企業が前条の各号のいずれかに該当した場合、当社は、何らの催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができ、また、本契約を解除することができるものとします。

#### 第 14 条（当社の免責）

1. 当社は、契約企業から提供された情報のみに依拠して受取者に対し本サービスを提供するものとし、契約企業から提供された情報の不備、誤り、変更手続の遅延等について、契約企業又は受取者に対し一切の責任を負わないものとします。
2. 天災地変の発生、通信機器、通信回線及びインターネット等の通信手段の不具合、第三者による本サービスに対する不正アクセス、金融機関の送金システムの障害、本サービスに関連する法令の変更その他の当社の責めに帰することができない事由により、当社の義務の履行が遅延し若しくはその履行が不能となった場合、当社はこれによって契約企業又は受取者に生じた損害について責任を負わないものとします。
3. 契約企業、受取者又は金融機関の責めに帰すべき事由により、受取者が給与支払日、委託料支払日、または経費支払日に支払いを受けることができず又はこれらの支払いが遅延した場合であっても、当社はこれによって受取者又は契約企業に生じた損害について責任を負わないものとします。
4. 本サービスに関して当社の責めに帰すべき事由により契約企業に損害が発生した場合には、当社は、当該契約企業が現実に被った直接かつ通常の損害に限り賠償するものとし、逸失利益又は間接損害については賠償責任を負わないものとします。

#### 第 15 条（秘密保持）

1. 当社及び契約企業は、本サービスに関して得た相手方に関する情報（以下「秘密情報」といいます。）を本サービス（その関連取引も含む）利用の目的にのみ利用するものとし、当社と契約企業との契約期間中はもとより、契約終了後においても相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示又は漏洩しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の情報は秘密情報に含まれないものとします。
  - (1) 既に公知となっている情報

- (2) 情報受領時以降、情報を受領した当事者の責めによらずに公知となった情報
- (3) 情報を受領した当事者が秘密保持義務を負うことなく第三者より適法に取得した情報
- (4) 情報を開示した当事者から開示される以前から適法に保有していた情報
- (5) 秘密情報とは無関係に自らが独自にかつ適法に取得した情報

3. 次の各号の場合には、第1項は適用されないものとします。

(1) 当社又は契約企業が適用法令又は規則に従い必要最小限度において秘密情報の開示を行う場合（監督官庁、裁判所、金融商品取引所等の公的機関に対して行う回答、報告、届出等を含む。）。なお、かかる開示を行う場合には、当該当事者は当該開示前に（事前開示が不可能な場合には、開示後速やかに）、相手方に通知するものとします。

(2) 当社又は契約企業が自己の責任において自己の役員、従業員又は代理人に対して秘密情報を開示する場合。但し、本条と同等の秘密保持義務を法律上又は契約上負うことを条件とします。

(3) 金融機関等から融資を受ける際に、取引の状況を報告する場合。但し、本条と同等の秘密保持義務を法律上又は契約上負うことを条件とします。

#### 第 16 条（個人情報の保護）

当社は、本サービスに関し契約企業から提供を受けた受取者の個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。）について、以下の利用目的の範囲内でのみ使用し、個人情報の保護に関する法律その他法令に基づき許容される場合を除き、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

- (1) 本サービスを提供するにあたり、その運営管理をするため
- (2) 当社サービスに関するご案内、サポート、お客様からのお問い合わせ、苦情、紛争、訴訟等への対応のため
- (3) 当社及び提携会社の商品、サービス、イベント情報等を郵便、電話、FAX、電子メール等を通じてご案内するため
- (4) 当社サービスに関する当社の規約、ポリシー等の変更等をお客様に通知するため
- (5) 上記に付随する業務遂行や連絡・手続き・お問い合わせ対応のため
- (6) 当社サービスの改善や新規サービス開発に必要なデータを解析又は分析するため
- (7) 電話対応の品質向上及びお問い合わせ内容等の正確な把握のため
- (8) 個人を特定できない範囲で当社サービスに関する統計データを作成、利用、開示、提供するため
- (9) 個人を特定できないようにデータ加工したうえで、当社サービスの改善や向上、マーケティング資料を作成、利用、提供するため

#### 第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約企業が反社会的勢力である場合には、当社は何らの通知・催告を要せず本契約を解除することができるものとします。

2. 前項の反社会的勢力とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者
- (2) 前号に掲げる者（以下「暴力団員等」といいます。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (7) 暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為を行う者
- (8) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

#### 第 21 条（利用規程の変更等）

1. 当社は、本利用規程を変更する必要があるときには、必要な範囲で本利用規程を変更することができるものとします。変更後の本利用規程は、当社が運営する契約企業専用サイト内に掲示された時点からその効力を生じるものとし、契約企業は本利用規程の変更後に本サービスを利用したことにより、変更後の本利用規程に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。
2. 当社は、いつでも本サービス、契約企業専用サイトその他当社webサイトの仕様又はシステムを変更することができるものとします。かかる変更により契約企業に提供されるサービスが著しく異なる場合には、運用上、技術上の理由、天災地変、緊急事態若しくは法令の変更等によりやむを得ない場合を除き、変更する日の1ヶ月前までに契約企業に対して通知するものとします。
3. 当社は、いつでも本サービスの一時停止、中止又は終了することができるものとします。この場合、本サービスの定期点検若しくは保守のため必要がある場合又は運用上、技術上の理由、天災地変、緊急事態若しくは法令の変更等によりやむを得ない場合を除き、当社は1ヶ月以上前に契約企業に対して通知するものとします。
4. 前各項の場合において、契約企業は当社に対して一切の異議を述べず、かつこれらによって生じた損害について賠償の請求を行わないものとします。

#### 第 18 条（合意管轄）

本サービスに関連し発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。